

高知県建設工事監督技術基準
R6年7月1日 改正点

施工管理、工程管理、出来形管理、品質管理等における段階確認については、監督職員は、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき立会確認を行わなければならない。

段階確認について、主たる工種別の確認時期、確認項目及び確認の程度等の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

② 施工状況把握

工種別の施工時期における、品質規格、打設順序、天候及び施工状況等を把握しなければならない。

施工状況の把握については、各種別の施工時期、把握項目及び把握の程度の標準内容等は、別途定める「段階確認及び施工状況把握一覧表」によるものとする。

③ 監督職員が必要と認める主たる種別及びその確認・把握等については、適宜追加することができる。

(4) 施工管理

施工管理については、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき監督を行うこと。

(雑則)

第5条 この技術基準に定めるもののほか、工事の請負契約の監督に関し別途細目を定めることができる。

附 則 (平成17年4月1日)

この技術基準は、平成17年4月1日から施行する。

この技術基準は、平成19年7月1日から施行する。

この技術基準は、平成22年10月1日から施行する。

この技術基準は、平成29年10月1日から施行する。

この技術基準は、令和6年7月1日から施行する。

高知県建設工事監督技術基準第4条（2）による

監督業務標準内容

契＝契約書（標準書式）

共仕＝共通仕様第1編

項 目	業 務 内 容	関連図書等
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約書及び設計図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置。 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備。 ③ その他契約の履行上必要な事項。	契 第10条 共仕1-1-1-101
(2) 施工計画書の受理等	受注者から提出された施工計画書により詳細に打ち合わせを行い、施工計画の概要を把握した後受理する。	共仕1-1-1-54
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾協議、受理等	契約書及び設計図書に基づいた指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等については、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕1-1-1-76
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちにその内容を確認する。 また、工事測量は工事着手後直ちに実施させるとともに、設計図書の照査を受注者に求めその内容を確認する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知する。 必要により工事内容及び計画の変更、設計図面の訂正内容を定め、指示する。 ただし、重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ総括監督員の承認を受けたうえで、指示する。 ③ 施工前及び施工中に文化財等を発見した場合は、工事作業を中止し、総括監督員に報告しその指示に従う。	契 第18条 共仕1-1-1-387 契 第18条 契 第19条 事前協議 契 第19条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量については、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 ① 実施設計と変更を対比し、工種・数量等の変更について、適正な変更理由により、書面において指示・承諾等を行っているかを確認する。数量については現地、写真にて確認する。 ② 変更による工程・工期及び諸手続等を確認する。 変更については、各々是对等な対場における合意に基づいて、行われなければならない。	契 第18条 共仕1-1-1-3
(6) 関連工事及び分割・繰越工事等との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工及び時期等についての調整を行う。 ① 施工が重複する工事を発注する場合は、他の工事が完成後当該工事が施工できる分割発注等、もしくは、施工時期等を調整しなければならない。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
	② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。	契 第34条 契 第39条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕1-1-1-24
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1-165
(9) 総括監督員への報告		契 第20条
1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。	契 第22条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第30条 共仕1-1-1-398
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。	契 第30条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。 ① 受注者の承諾を得る。 ② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。 ③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。 ④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。 ⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。	契 第29条
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。	契 第34条 共仕1-1-1-22
7) 部分引渡し	工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。	契 第38条 共仕1-1-1-219A
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事	契 第39条
		契 第12条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 10) 工事の未着手	の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。 ① 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。 ② 請求者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。 受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を行う。 ① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。	共仕1-1-1-387 共仕1-1-1-176 共仕1-1-1-366
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。	契 第14～15条
(3) 施工体制の点検	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。	
(4) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第14条
(5) 工事施工状況の確認 （段階確認） （中間検査）	契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。 ① 工事に際し、構造物の施工計画高（上げ越し）を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。	

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受理しなければならない。 ① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。	契 第32条
(2) 工事検査の準備及び通知	② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。	共仕1-1-1-210 1-1-1- 201A 1-1-1- 210B
(3) 工事完成検査等の立会い	工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。 工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。	
(4) 工事成績の評定	工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調査を受理し確認した後、その処理方法について指示する。	共仕1-1-1-187
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。	
2) 産業廃棄物の計画と実績	②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。	
(3) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	
(4) 工事事故等に対する措置	工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。	契 第27条 共仕1-1-1-424 共 仕 1-1-1- 2309

段階確認及び施工状況把握一覧表

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	誤字・相違・脱字等 : 1-1-1-1		
	・受注者に誤字等の指示を求められたものについて、計画等確認の上指示する。		
共 通	設計図書の照査等 : 1-1-1-3		
	・契約書第 18 条の条件変更の確認できる資料を監督職員に提出、監督職員は確認し指示を行う。	施工前 施工途中	条件変更毎
共 通	請負代金内訳書 : 3-1-1-2		
	・請負代金内訳書の提出の確認。	着手前	
共 通	施工計画書 : 1-1-1-54		
計 画	・計画書の提出については、打ち合わせ後に受理をする。	・受注者から、施工前に工事目的物を完成するために施工計画書の提出内容について、安全適正な施工計画を確認し受理をする。 ・計画打ち合わせは、契約図書・法・現則等に基づき又工程等安全に早期完成を目指す計画を立案する。	
共 通	提出書類等 : 1-1-1-65・1-1-1-89・1-1-1-910		
コリンズ 工事の下請負 施工体制台帳 及び施工体系 図	・コリンズの提出の確認。 ・下請負の施工が行われる場合は、施工体制台帳及び施工体系図と下請契約書の提出を確認。	着手時 施工前 施工中	
共 通	監督権限行使（指示等） : 1-1-1-76		
	・監督職員が指示等の権限を行使するときは、監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認（自筆氏名、確認印、確認サイン等）し書面により行うこと。		
共 通	工事期間・工期 : 1-1-1-98・1-1-1-143・1-1-1-165・1-1-1-24		
工事着手 一時中止 工期変更 履行期限	・工事の着手について把握。 ・工事施工に際し、必要な場合は工事の全部又は一部の施工を中止。 ・工期の変更について変更理由が適否であるか確認。 ・工事が履行期限に完了されたかを確認。		

種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	設計図書の変更等 数量の算出	: 1-1-1-154 : 3-1-1-7	
変更 数量	・工事変更指示に従って、変更申請図を作成し提出を期限を限り義務づけ指示を行し、提出変更申請図と現地を確認する。 ・出来形測量の結果を基に、実施設計及び書面による変更指示と、出来形図及び寸法数量を対比し、管理基準及び規格値を満たしたものを確認し設計数量として計上。		変更設計及び指示、承諾毎。

共 通	材料関係	: 第 2 編 第 1 章 第 2 節 ・ 1-1-1-176 ・ 1-1-1-178	
支給材料 貸与品	・工事完成時に支給品精算書を、また支給材貸与品は使用前に量、規格、性能等を記した要求書の提出を確認。		工事現場発生品・再生資源利用計画及び利用促進計画と実施書・産業廃棄物計画実施書
現場発生品	・施工により生じる発生品は、現場発生品調書の提出を受け引き取りを受ける。		
工事使用材料 の品質等	・材料品質の外観、数量、品質証明書等を照合し材料検査（確認）を行う。		

共 通	監督員検査（段階確認・立会）	: 3-1-1-6	
段階確認 計画表及び段階確認 実施表	・段階確認計画表の作成を施工計画書に記載することを義務付けており、この打合わせ時に両者は再チェック。 ・段階確認は受注者が臨場の上行い、確認毎に確認内容を記載し、両者が押印又はサインした書面（段階確認実施表）を交換すること。		仕様書、施工計画書等に定めた毎に検査。

共 通	検査	: 1-1-1-214	
工事完成通知書	・受注者から提出される工事完成通知書を受理するにあたり、監督職員は工事を設計図書と照合し、完成と認められたものについて受理しなければならない。		

共 通	部分使用	: 1-1-1-22	
部分使用 部分引渡	・当該工事以外の工事等により、完成、引き取り前に当該工事の一部を使用する際は、契約書第33条、第38条の規定に従い処理。 ・この際使用する部分について、部分完成検査及び軽微なものは監督職員の確認（技術者必携等参照）を行う。	使用損害補償 完成検査時の不可視部分	

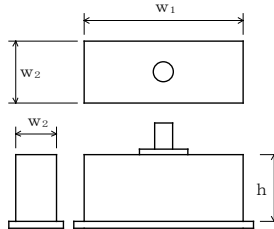
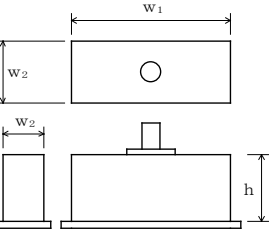
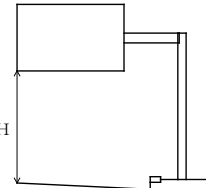
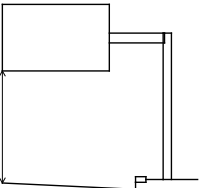
種 別	仕 様 書 番 号		
	確 認 等 留 意 項 目	確認時期	確 認 の 程 度
共 通	施工管理 : 1-1-1-23		
	・当該工事に必要な管理項目を、高知県建設工事技術管理要綱等に記載義務付けており、この施工計画書の打合わせ時に両者は再チェックし把握。		

共 通	環境対策	: 1-1-1-314	
環境対策 事業損失	・施工計画書の打ち合わせ時に、環境への影響が発生した場合の対応策を検討。 ・工事による第三者に損害が生じた場合（施工計画書打ち合わせ時に損害の発生が新たに予想される場合等を含む。）は、直ちにその原因と対処を図らなければならない。	施工前 施工前中	

共 通	工事測量	: 1-1-1-387	
	・工事測量、用地測量等の起工測量の結果を、契約書第18条の様式に従い報告指示し、差異あれば条件変更処理（契約書第18・19条等）を行う。 ・設計変更が必要と思われる場合は追加点測点等の詳細な測量を指示するとともに確認を行う。		

共 通	提出書類	: 3-1-1-15	
	・工事請負契約関係の書式集等に基づき、提出される書類を受理する際は、その書類項目を確認した上で、受理をする。 ・設計変更、請負金額変更、工期変更に関する書類。 ・設計条件、施工に際し提出等を義務づけた書類、監督指示指導に関する書類。 ・工事完成通知書は、設計内容と工事目的物が適正に施工されているかを確認の上受理。 ・請求書は、受注者が工事の完成検査等の決定通知を確認し、その後に提出されたものを受理。	書類全般	

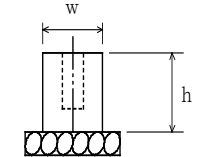
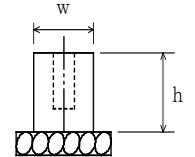
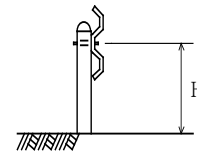
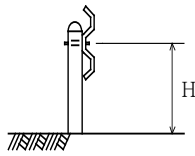
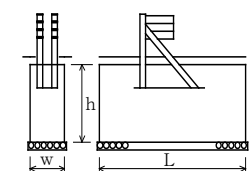
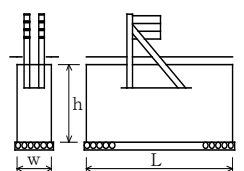
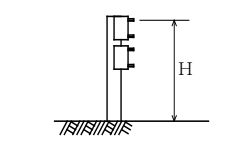
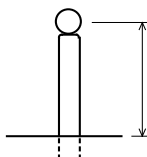
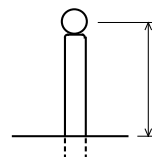
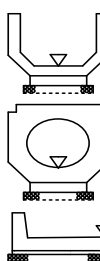
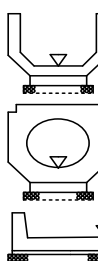
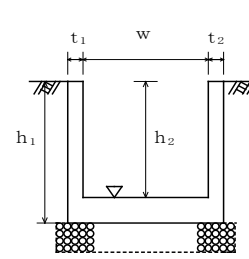
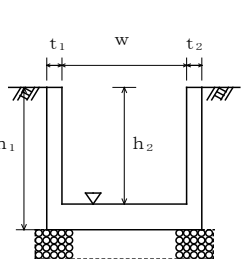
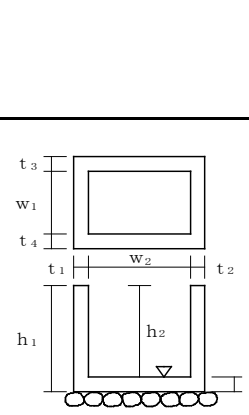
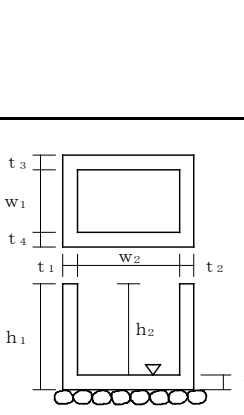
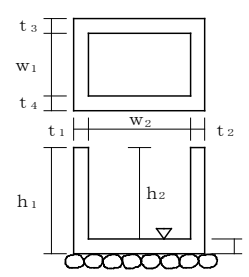
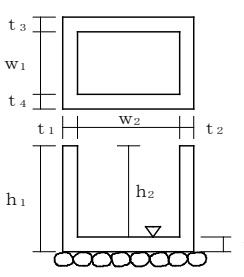
出来形管理基準及び規格値(案)

頁	現行（令和5年度版）											改訂版（令和6年度版）											改定理由
	単位：mm										単位：mm												
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
P. 432	10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎		10-2-9-4	10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT
							高さ h	－30										高さ h	－30				
P. 432	10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		10-2-9-4	10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT

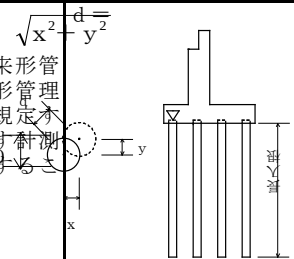
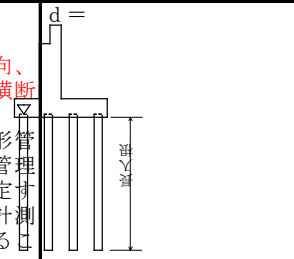
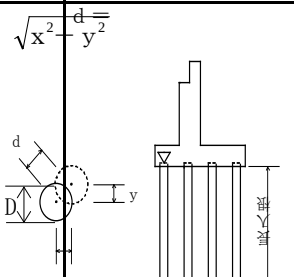
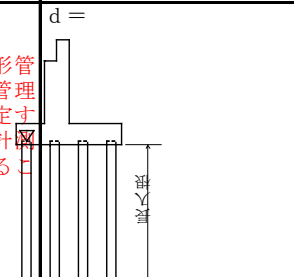
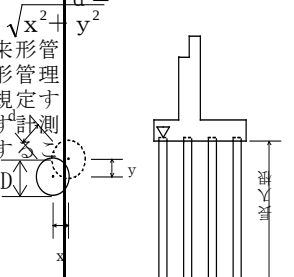
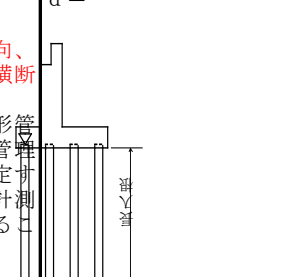
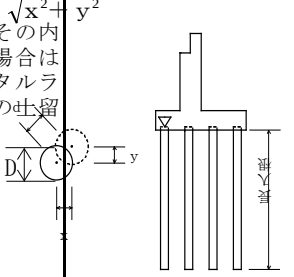
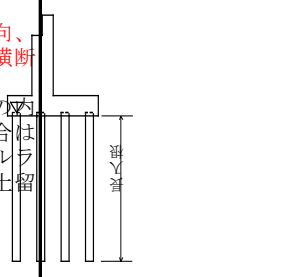
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）														改訂版（令和6年度版）														改定理由	
頁	単位：mm													単位：mm													摘要		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	
P. 313	1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最		1-2-3-2	1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最		1-2-3-2	表記統一のため修正		
							平場	標高較差	±50	±150										平場	標高較差	±50	±150						
							法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160										法面 （軟岩1） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330						
P. 319	1 共通 編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4	1 共通 編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4	誤植				
							かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上											かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上									
P. 320	3 土木工 事共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6	3 土木工 事共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6	ICT				
							基礎	幅 w（D）	－30	基礎1基毎									幅 w（D）	－30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
								高さ h	－30										高さ h	－30									
								根入長	設計値以上										根入長	設計値以上									
P. 321	3 土木工 事共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7	3 土木工 事共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7	ICT				
								高さ h	－30											高さ h	－30								
							パイプ取付高H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所									パイプ取付高H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							

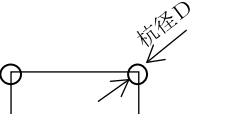
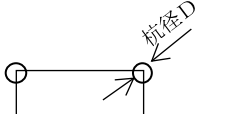
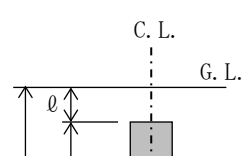
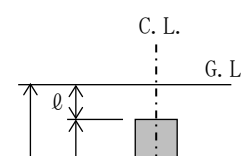
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）														改訂版（令和6年度版）														改定理由						
頁	単位：mm										単位：mm										摘要													
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘要								
P. 321	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。		3-2-3-8	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT									
								高さh	－30											高さh	－30													
							ビーム取付高H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所									ビーム取付高H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。												
P. 321	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w	－30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	高さh	－30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	ICT										
								延長L	－100										延長L	－100														
								ケーブル取付高H											+30 －20	1ヶ所／1施工箇所													ケーブル取付高H	
P. 322	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10	ICT									
P. 324	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長		ℓ<15…±10 ℓ≧15…± (ℓ－5) かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長		ℓ<15…±10 ℓ≧15…± (ℓ－5) かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14	誤植									
							横方向最大タワミ		0.8ℓ										横方向最大タワミ		0.8ℓ													
P. 330	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	ICT									
							延長L		－200										延長L		－200													
P. 330	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	ICT									
							厚さ t ₁ 、 t ₂		－20										厚さ t ₁ 、 t ₂		－20													
							幅 w		－30										幅 w		－30													
							高さ h ₁ 、 h ₂		－30										高さ h ₁ 、 h ₂		－30													
							延長L		－200	1施工箇所毎									延長L		－200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。												
P. 331	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水柵工	基準高▽		±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水柵工	基準高▽		±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30	ICT									
							※厚さ t ₁ ～ t ₅		－20										※厚さ t ₁ ～ t ₅		－20													
							※幅 w ₁ 、 w ₂		－30										※幅 w ₁ 、 w ₂		－30													
							※高さ h ₁ 、 h ₂		－30										※高さ h ₁ 、 h ₂		－30													

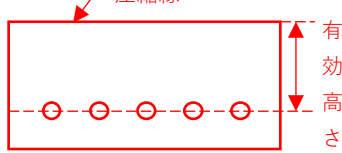
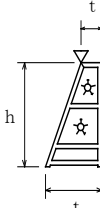
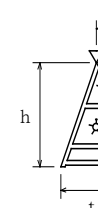
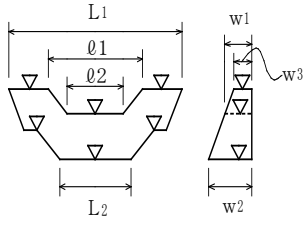
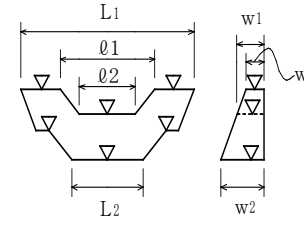
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）												改訂版（令和6年度版）												改定理由					
頁	単位：mm					単位：mm					単位：mm																		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条		枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
P. 336	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	表記統一のため修正
										根入長	設計値以上													根入長	設計値以上				
										偏心量 d	D／4以内かつ100以内													偏心量 d	D／4以内かつ100以内				
										傾斜	1／100以内													傾斜	1／100以内				
P. 336	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-4	ICT
										根入長	設計値以上													根入長	設計値以上				
										偏心量 d	D／4以内かつ100以内													偏心量 d	D／4以内かつ100以内				
										傾斜	1／100以内													傾斜	1／100以内				
										杭径D	設計値以上													杭径D	設計値以上				
P. 336	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-5	表記統一のため修正
										根入長	設計値以上													根入長	設計値以上				
										偏心量 d	100以内													偏心量 d	100以内				
										傾斜	1／100以内													傾斜	1／100以内				
										杭径D	設計径（公称径） －30以上													杭径D	設計径（公称径） －30以上				
P. 337	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の仕留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6	3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の仕留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6	表記統一のため修正
										根入長	設計値以上													根入長	設計値以上				
										偏心量 d	150以内													偏心量 d	150以内				
										傾斜	1／50以内													傾斜	1／50以内				
										基礎径D	設計径（公称径） 以上※													基礎径D	設計径（公称径） 以上※				

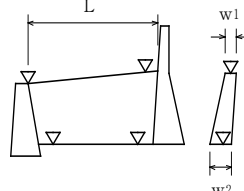
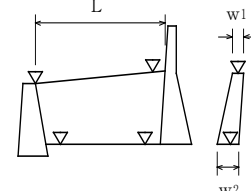
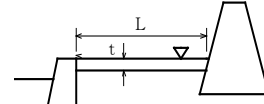
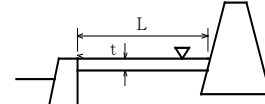
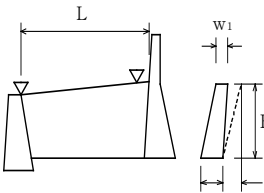
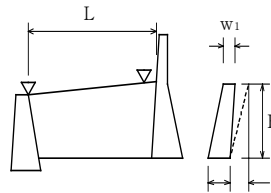
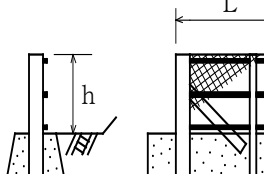
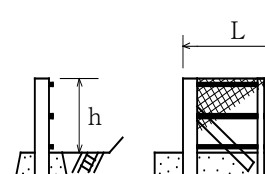
出来形管理基準及び規格値(案)

頁	現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm 摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	単位：mm 摘 要
P. 381	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	諸基準類の改定
							位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）														
							杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）														
							改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）														
																							

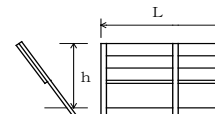
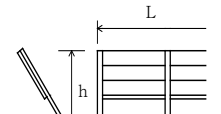
出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）												改訂版（令和6年度版）												改定理由										
頁	単位：mm											単位：mm																						
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
P. 403	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2	図形の追加											
							幅w	0～+30										幅w	0～+30															
							厚さ t	－10～+20										厚さ t	－10～+20															
							鉄筋のかぶり	設計値以上										鉄筋のかぶり	設計値以上															
							鉄筋の有効高さ	±10										鉄筋の有効高さ	±10															
							鉄筋間隔	±20										鉄筋間隔	±20															
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																													
P. 413	7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	9		石 枠 工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	9		石 枠 工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	誤植											
							厚さ t	－50										厚さ t	－50															
							高さ h	h<3m h≧3m	－50 －100									高さ h	h<3m h≧3m	－50 －100														
							延長 L	－200	1施工箇所毎									延長 L	－200	1施工箇所毎														
P. 417	8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本 体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4	8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本 体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4	ICT											
							天端部 w ₁ 、 w ₃ 堤幅 w ₂	－30										天端部 w ₁ 、 w ₃ 堤幅 w ₂	－30															
							水通し幅 θ ₁ 、 θ ₂	±50										水通し幅 θ ₁ 、 θ ₂	±50															
							堤長 L ₁ 、 L ₂	－100										堤長 L ₁ 、 L ₂	－100															

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由			
頁						単位：mm									単位：mm								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
P. 417	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、 天端幅・天端高で各測点及びジョイ ント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延 長、または、測点に直角な水平延長 を測定。		8-1-8-6	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、 天端幅・天端高で各測点及びジョイ ント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延 長、または、測点に直角な水平延長 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」の規定によ り管理を行う場合は、堤長の変化点 で測定。		8-1-8-6	ICT
							幅 w ₁ , w ₂	－30															
							長さ L	－100															
P. 417	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示して ある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示して ある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」の規定によ り管理を行う場合は、堤長の変化点 で測定。		8-1-8-8	ICT
							幅 w	－100															
							厚さ t	－30															
							延長 L	－100															
P. 421	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	9 鉄 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用し ない。		8-1-9-6	8 砂 防 備	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤 高、幅、袖高は+の規格値は適用し ない。		8-1-9-6	誤植
							長さ L	±100															
							幅 w ₁ , w ₂	±50															
							下流側倒れ△	±0.02H															
							高さ h	h < 3m										－50					
								h ≥ 3m										－100					
P. 429	10 道 路 備	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	－200	1施工箇所毎		10-1-11-4	10 道 路 備	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	－200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」の規定によ り管理を行う場合は、延長の変化点 で測定。		10-1-11-4	ICT
							延長 L	－200															
P. 429	10 道 路 備	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、施工延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		10-1-11-5	10 道 路 備	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、施工延長40m（ま たは50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領（案）」の規定によ り管理を行う場合は、延長の変化点 で測定。		10-1-11-5	ICT
							延長 L	－200															

出来形管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）												改訂版（令和6年度版）												改定理由
頁	単位：mm											単位：mm												
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
P. 430	10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6	ICT	
						延長 L	−200	1施工箇所毎	延長 L	−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。													
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30	基礎1基毎	基礎	幅 w ₁ , w ₂						−30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
							高さ h	−30			高さ h						−30							

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 502	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40％以下 砂利 35％以下 舗装コンクリートは35％以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25％以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40％以下 砂利 35％以下 舗装コンクリートは35％以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25％以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 503	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 503	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 503-1	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 503-1	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 504	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 504	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 504	1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下		・コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		JSCE標準改定	
P. 505	1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所 で採取し、1回につき6個（φ7…3個、φ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） ・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所 で採取し、1回につき6個（φ7…3個、φ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		JIS改正		
P. 508	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 508-1	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 508-1	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 509	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	4ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 524	12転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	12転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 524	12転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	12転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 525	12転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	12転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にともなう	

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 525	12 転圧コンクリート	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	12 転圧コンクリート	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 533	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 533	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 534	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 534	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スランプ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	19 吹付工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90％以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スランプ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 534	19 吹付工	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	19 吹付工	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 535	19 吹付工	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	19 吹付工	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：1％以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 535	19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	JSCE規準改定		

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	改定理由	
P. 535	19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		JISCE規準改定	
P. 536	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 537	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 537	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 537	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	20 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 538	20 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	20 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 538	20 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	工事開始前及び工事中1回／年以上。	○	20 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 538	20 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、）とする。	・参考値：18N／㎡以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		20 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	・参考値：18N／㎡以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		JISCE規準改定	
P. 538-1	20 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		20 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		JISCE規準改定	

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 540	21 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92％以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15％ 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		21 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92％以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		誤字	
P. 542	22 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90％以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		22 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90％以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		誤字	
P. 543	23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90％以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90％以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		誤字	
P. 547	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	発行に伴う変更及び産地が変わった場合。	
P. 547	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 548	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 548	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 548	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 548	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	26 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 549	26 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	26 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 549	26 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○	26 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 549	26 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		26 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		JSCE規準改定	
P. 552	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 552	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 553	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	
P. 553	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 553	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	27 覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 554	27 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○	27 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 554	27 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○	27 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	
P. 555	27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 また、テストピースは打設場所	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。		27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） また、テストピースは打設場所	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。		JIS改正	
P. 555	27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。		27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	
P. 555	27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。		27 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	

品質管理基準及び規格値(案)

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由
品質管理基準及び規格値（案）										品質管理基準及び規格値（案）										
頁	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
P. 557	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 557	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
P. 558	28 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	28 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準額の改定にともなう	
P. 558	28 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	28 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準額の改定にともなう	
P. 558	28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	
P. 558	28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3＝6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本 (σ 7…3本、σ 28…3本) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3＝6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本 (σ 7…3本、σ 28…3本) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	
P. 559	28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	
P. 559	28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	
P. 559	28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		28 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE規準改定	

改定前

第3 農業土木工の部 (品質管理基準)

※土地改良事業設計指針「ため池整備」平成27年5月p153参照

工程	種別	試験区分	試験方法	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認									
1 ため池土工	材料	必須	土の締固め試験 土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験	JIS A 1210 JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203		工事着手前に1回及び盛土材料の変わった時											
		その他	土の透水試験 土の液性・塑性限界試験 土の三軸圧縮試験 土の一軸圧縮試験 圧密試験 土のせん断試験	JIS A 1218 JIS A1205 JIS A 1205 地盤工学会 JIS A 1216 JIS A 1217 地盤工学会		当初設計と比べ変化が認められる場合、発注者側と協議してから実施する。											
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	最大乾燥密度の98%以上	盛土高さがおおむね60cmに達すること におおむね50m間隔に1回（最低2回以上） ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。	現場密度の試験数は1回当たり原則、横断方向に3ヶ所実施する。なお、横断幅が狭く横断方向で3ヶ所の試験が出来ない場合は三角配置又はため池軸方向で3ヶ所実施する。 1箇所所施工管理の判定は、3ヶ所すべてが基準値を満たした場合のみ合格とする。										
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度が最大乾燥密度の95%以上。 又は、設計図書による。 築地は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><th>面積(m²)</th><th>0～500</th><th>500～1000</th><th>1000～2000</th></tr><tr><td>測定点数</td><td>6</td><td>10</td><td>15</td></tr></table> ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。					面積(m ²)	0～500	500～1000	1000～2000	測定点数	6	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・規格値を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
面積(m ²)	0～500	500～1000	1000～2000														
測定点数	6	10	15														
			現場透水試験（遮水性ゾーンの場合）	JIS 1316	設計値以下（設計値がない場合は、 $k=1\sim5\times10^{-5}\text{cm/s}$ 以下）	盛土高さがおおむね60cmに達すること におおむね50m間隔に1回（最低2回以上）	現場透水試験の試験数は1回当たり横断方向の中央付近で1ヶ所実施する。 原則として転圧エネルギーが達しにくい下層部又は下層境界付近で実施する。										

- 359 -

改定後

第3 農業土木工の部 (品質管理基準)

※土地改良事業設計指針「ため池整備」平成27年5月p153参照

工程	種別	試験区分	試験方法	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認					
1 ため池土工	材料	必須	土の締固め試験 土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験	JIS A 1210 JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203		工事着手前に1回及び盛土材料の変わった時							
		その他	土の透水試験 土の液性・塑性限界試験 土の三軸圧縮試験 土の一軸圧縮試験 圧密試験 土のせん断試験	JIS A 1218 JIS A1205 JIS A 1205 地盤工学会 JIS A 1216 JIS A 1217 地盤工学会		当初設計と比べ変化が認められる場合、発注者側と協議してから実施する。							
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	最大乾燥密度の98%以上	盛土高さがおおむね60cmに達すること におおむね50～100m間隔に1回（最低2回以上） ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。	現場密度の試験数は1回当たり原則、横断方向に3ヶ所実施する。なお、横断幅が狭く横断方向で3ヶ所の試験が出来ない場合は三角配置又はため池軸方向で3ヶ所実施する。 1箇所所施工管理の判定は、3ヶ所すべてが基準値を満たした場合のみ合格とする。						
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度が最大乾燥密度の95%以上。 又は、設計図書による。 築地は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><th>面積(m²)</th><th>0～500</th><th>500～1000</th><th>1000～2000</th></tr><tr><td>測定点数</td><td>6</td><td>10</td><td>15</td></tr></table> ※上記は遮水性ゾーンとランダム部を区別して行う。	面積(m ²)	0～500	500～1000	1000～2000	測定点数	6	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・規格値を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
面積(m ²)	0～500	500～1000	1000～2000										
測定点数	6	10	15										
			現場透水試験（遮水性ゾーンの場合）	JIS 1316	設計値以下（設計値がない場合は、 $k=1\sim5\times10^{-5}\text{cm/s}$ 以下）	盛土高さがおおむね60cmに達すること におおむね50～100m間隔に1回（最低2回以上）	現場透水試験の試験数は1回当たり横断方向の中央付近で1ヶ所実施する。 原則として転圧エネルギーが達しにくい下層部又は下層境界付近で実施する。						

- 530 -

写真管理基準

	現行(令和5年度版)					改訂版(令和6年度版)					改定理由
	撮影箇所一覧表 (品質管理)					撮影箇所一覧表 (品質管理)					
頁	番号	工種	写真管理項目		摘要	番号	工種	写真管理項目		摘要	
			撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]		
P. 596		コンクリートダム (施工)	コンクリートのブリー シグ試験				コンクリートダム (施工)	コンクリートのブリー ディグ試験			誤記修正

写真管理基準

	現行(令和5年度版)										改訂版(令和6年度版)										改定理由				
	撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）														
	【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】														
頁	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要							
							撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]								
P. 636	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29	誤記修正
P. 636	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-2-2-29	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29	誤記修正
P. 649	3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9	諸基準類の 改定にともなう
										深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕											深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		
										ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。												ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			
P. 654	3	土木工事共通編	2	一般施工	18	床版工	1		床版	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	3-2-18-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	18	床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	3-2-18-1	番号修正

写真管理基準

	現行(令和5年度版)										改訂版(令和6年度版)										改定理由
	撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
	【第6編 河川編】										【第6編 河川編】										
	頁	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
撮影項目								撮影頻度[時期]	撮影項目								撮影頻度[時期]				
P. 658	6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-6	6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-6	番号修正		
P. 658	6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-8	6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-8	番号修正		

写真管理基準

	現行(令和5年度版)										改訂版(令和6年度版)										改定理由
	撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
	【第7編 河川海岸編】										【第7編 河川海岸編】										
頁	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
							撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
P. 660	7	河川	2	5	9	石 碎 工	厚さ	200m又は1施工箇所に1回	7-2-5-9	7	2	河川	5	9	石 碎 工	厚さ	200m又は1施工箇所に1回	7-2-5-9			
							高さ	〔施工後〕								高さ	〔施工後〕				
							間詰石状況	1施工箇所に1回								間詰石状況	1施工箇所に1回				
								〔施工後〕									〔施工後〕				
																		誤記修正			